平成２９年（フ）第１７号
新潟県村上市山辺里161番地２
破産者　鈴木　成俊
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第４９９号
名古屋市守山区八反７番14号　シェソワⅡ302号
破産者　山本　喬彦
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８６６号
愛知県津島市下新田町１丁目219番地
破産者　増田　邦夫
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９９９号
愛知県春日井市大留町２丁目８番地７　シュヴァル・ブラン103号、従前の住所愛知県春日井市東野町西３丁目５番地１　県営松原住宅３号棟305号室
破産者　中村里佳香
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１２０号
名古屋市熱田区二番２丁目１番15号
破産者　グレースモンスターこと　亀沢　憲人
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１０号
岡山県倉敷市連島町鶴新田1047番地２　サンライズＣ棟105
破産者　甲斐　　剛
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第５８号
広島県竹原市竹原町3994番地
破産者　増田　正之
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第６５号
広島県呉市吉浦東本町１丁目２番１号
破産者　山本　弘之
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第３４号
長崎県大村市久原１丁目223番地16
破産者　今里　達也
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第６０号
長崎県諫早市幸町２番18―407号　コーポまつもと
破産者　廣田沙耶香
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第７１号
長崎県諫早市川内町136番地９　クローバー館103号、旧住所長崎県諫早市堂崎町４番地６市住８棟407号
破産者　入口　和也
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第８６号
北海道帯広市東12条南４丁目１番地37
破産者　佐藤　弘克
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第６０号
青森県下北郡東通村大字白糠字前田９番地５
破産者　相内　憲彰
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１５号
群馬県太田市大原町289番地11　コテージセレノＦ棟
破産者　東谷　　均
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第６５３号
神奈川県鎌倉市梶原１丁目１番23号　アネックス鎌倉201
破産者　田中　豊一
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８６０号
神奈川県藤沢市高倉1167番地
破産者　大野　義尚
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８６１号
神奈川県藤沢市高倉1167番地
破産者　大野　弘子
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８９６号
横浜市戸塚区平戸４丁目35番８号
破産者　奥山　　亨
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９５５号
横浜市緑区北八朔町2194番地　市営北八朔住宅１棟310号
破産者　三浦いつ子
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部